

令和 6年 6月 11日

監事監査報告書

学校法人育成学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人育成学園
監事 松井伊都古

私は、私立学校法第 37 条第 3 項及び、学校法人育成学園 寄付行為第 8 条 第 3 項の規程に基づき、学校法人育成学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私は監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人育成学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

令和 6年 6月 11日

監事監査報告書

学校法人育成学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人育成学園
監事 山本博一

私は、私立学校法第 37 条第 3 項及び、学校法人育成学園 寄付行為第 8 条 第 2 項の規程に基づき、学校法人育成学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私は監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人育成学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。